

東京家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成30年12月10日（月）午後3時から午後4時30分まで

第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

第3 出席委員（五十音順，敬称略）

相原佳子，犬伏由子，大竹寿幸，折井純，甲斐哲彦，川島博之，栗原由美，
斉藤明義，佐藤浩二，園原敏彦，竹内寛志，平尾武史，平松剛，水野有子，
和田芳子，渡邊範道

第4 テーマ

「親ガイダンス」

第5 議事内容

1 開会宣言

2 新任委員紹介，挨拶

3 委員長選任（甲斐委員を選任）

4 東京家庭裁判所における親ガイダンスの取組について，東京家庭裁判所裁判官及び家裁調査官を説明者とする説明がされた後，親ガイダンスDVD（東京家裁作成）の視聴がされた。

5 意見交換（○＝裁判所説明者，△＝委員の発言）

△ DVDの中で，安定的に面会交流が行われる子どもは人間関係が安定するように説明しているが，それには何か科学的根拠があるのか。

○ 面会交流については，国内外において，父母の双方が子に配慮しながら安定的に行うことが子の健全な成長に役立つという研究結果があり，DVDでは，それらを紹介するとともに，経験談も併せて紹介した。

△ DVDの視聴は，夫婦関係調整調停事件以外に，面会交流の事件の当事者も視聴することができるのか。

- 基本的には、夫婦関係調整調停事件の当事者を視聴対象としているが、面会交流事件でも、調停委員会の判断があれば、視聴することが可能である。
- △ DVDは、第1回調停期日に視聴する運用とのことだが、ある程度調停の回数を経てから視聴する運用もあり得るのではないか。
- 当庁の親ガイダンスは、一般的な知識付与をその内容としているため、第1回調停期日を原則とした。ただし、調停の進行状況などによっては、第2回調停期日以降に視聴を働きかける扱いとすることも考え得る。
- △ DVDを視聴した当事者の反応としては、非常に好評のようであるが、当事者の中には、この段階で調停委員から視聴の感想を求められて、どう答えてよいか迷ったという方もいた。
- 反応はおおむね良好だが、視聴した内容は当たり前のことだったという感想を述べた当事者もいた。このDVDの内容は、当事者の情緒に訴えるようなものにはなっていないと理解しているが、動揺して涙が止まらなくなったという当事者もいたようである。当事者の受け止め方には違いがあると思うので、これを踏まえて適切に調停を進行する必要があると考えている。
- △ 調停では、子を巻き込まないという話があったが、紛争については子によく説明することが必要なのではないか。
- 子に対して配慮するということは、紛争について子に説明しないほうがよいということではない。子の年齢や発達の状態などに応じて、適切に説明することが望ましいと考えている。ここで申し上げているのは、子に判断はさせない、紛争の結論に関する責任を負わせないことが重要であるということである。
- △ 視聴の対象者は、現在は主に夫婦関係調整調停事件の当事者とのことだが、子のことを考えてもらう機会として、面会交流事件などの当事者を想定した別バージョンを作っていたらと思う。
- △ 親ガイダンスの内容をどう受け止めたのかについて、調停委員が当事者か

ら丁寧に聴取し、適切に対応していただけると調停を進める上で効果的だと思う。

△ 子に対する配慮については、この親ガイダンスが行われる前から、いろいろと教示する機会があったように思うが、なぜ今、親ガイダンスを行うこととなったのか。

○ 両親の紛争下の子の心理状況、親が配慮すべき事項について、これまでは家裁調査官が説明していたことも多かったが、すべての事件に家裁調査官が関与しているわけではない。離婚後の面会交流については、民法が改正され、子の利益を最優先に考えるとの明文規定が置かれた。子の監護をめぐる問題は、子の利益を優先して解決を図る必要がある。家裁としても、何らかの取組をしないと、このような考え方についてなかなか理解が普及しないところもあり、親ガイダンスを始めたという面もある。

△ 子に判断させないということと、子の意思を把握するという事は整合しているのか。

○ 子の親権、監護権、面会交流などに関する事件では、子がどんなことを考えて、どんな意思を持っているのかについて把握しながら手続を進めている。必要に応じて、家裁調査官が子と面接し、専門的な知見も踏まえて、子の気持ちや立場を理解するようにしている。その中で、例えば面会交流事件の場合には、別れて暮らしている親に会いたいとか会いたくないとか、子の意向が示されることがあるが、その判断は大人がするという事を必ず子に話している。

△ 当事者の84%の方がDVDを視聴しているとのことだが、逆に、視聴しなかったのは、どういうケースか。

○ 相手方が出頭しておらず、申立人から当事者双方が同じタイミングで視聴して内容を共有したいという申入れがあったり、当事者から緊張していて頭に入る気がしないという申入れがなされたりした場合に、調停委員会が柔軟

に対応し、次回以降に視聴するといった運用がされたものである。

△ 視聴した人と視聴しなかった人とで効果に違いはあるのか。

○ 親ガイダンスの取組は、始まったばかりなので、効果の違いを見極めるまでには至っていないが、調停委員会が調停の中で親ガイダンスの内容を話題にしていくことにより、子に十分に配慮した解決を当事者に考えてもらえるようになるといった可能性があるのではないかと思う。

○ 効果があったと思われる一事例として、若年夫婦の夫がDVDを見て離婚後に子と面会交流ができるということを知り、面会交流を希望したケースがあった。妻も夫が子に関心を持ってくれていることが分かり、面会交流に前向きな姿勢を示したことから、面会交流を実現させる方向で話が進んだ。

△ 親ガイダンスのタイミングについてはいろいろな意見があると思うが、東京家裁のように極めて多数の事件を扱っているところでは、第1回調停期日に実施することでよいのではないか。

○ 東京家裁としては、現行の親ガイダンスのやり方が一番よいと考えるのではなく、皆さんの御意見も反映して、運用を改善していきたいと考えている。

6 次回テーマの選定 家庭裁判所創設70周年記念講演

7 閉会宣言

第6 次回日時

未定（追って指定）

※ 後日、平成31年2月22日（金）午後3時と決定した。